

芳賀町職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 16,367	千円 7,859,534	千円 605,834	千円 1,452,441	% 18.5%	% 17.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 155	千円 557,422	千円 74,117	千円 204,328	千円 835,867	千円 5,393	千円 5,644

注 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

3 給与については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

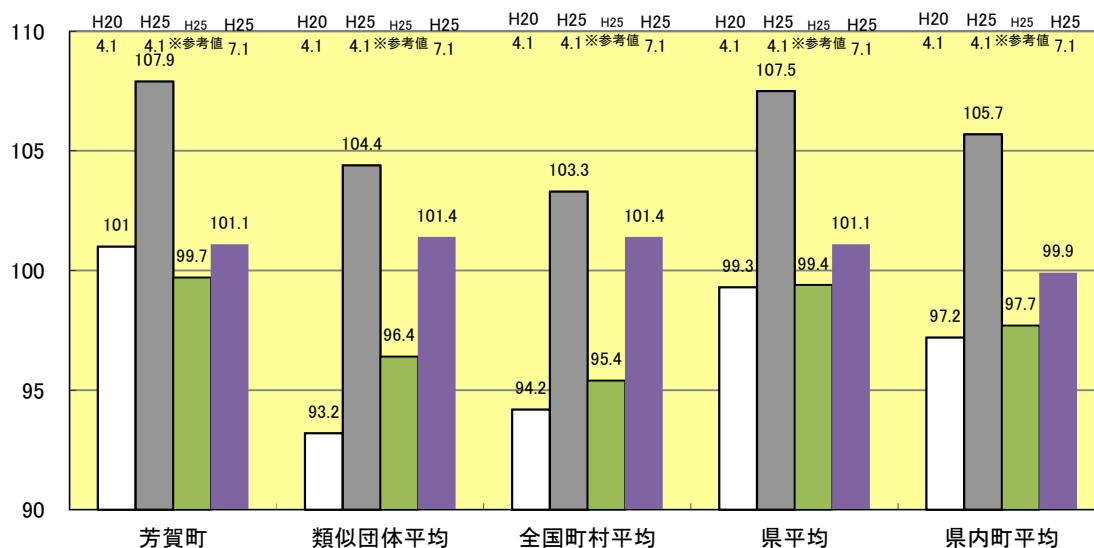
国の要請等を踏まえた 減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実 施	平成25年7月1日から平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
<p>(給料) 【H25. 4. 1ラスパイレス指数・参考値、減額時点のラスパイレス指数についても併せて記載】 職務の級に応じ、100分の4.27から100分の9.27を乗じて得た額に相当する額を減じています。</p> <p>・平成25年4月1日時点のラスパイレス指数 107.9 ・平成25年7月1日時点のラスパイレス指数 101.1 ・平成25年4月1日時点のラスパイレス指数参考値 99.7 (減額時点)</p> <p>(手当) 時間外勤務手当、休日勤務手当等についても、給料同様、職務の級に応じ、同じ割合を乗じて得た額に相当する額を減じています。</p>	

(その他)

①平成25年4月1日から平成25年6月31日までの間、町長は4万円・副町長は3万円・教育長は2万円の減額を行っております。

②平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、町長・副町長・教育長の給料月額について、10%の減額を行っております。

(4) ラスパイレス指数の状況



	H20	H21	H22	H23	H24	H25.4.1	H25 ※参考値	H25.7.1
芳賀町	101.0	101.3	102.2	101.3	107.7	107.9	99.7	101.1
類似団体平均	93.2	94.1	94.9	94.9	102.4	104.4	96.4	101.4
全国町村平均	94.2	94.6	95.1	95.3	103.3	103.3	95.4	101.4
県平均	99.3	99.6	99.8	99.8	107.8	107.5	99.4	101.1
県内町平均	97.2	97.5	98.3	97.9	107.8	105.7	97.7	99.9

注 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
25年度	円 405,539	円 405,463	円 (0.02 %)	% 改定なし	% 改定なし	% 改定なし

注 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

削減後の公務員給与は、376,257円で較差は29,282円で7.78%民間給与の額が高いです。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人 事 委 員 会 の 勧 告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月額 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 3.95	月 3.95	月 —	月 改定なし	月 3.95	月 3.95

注 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
芳賀町	41.3 歳	3,179 百円	3,665 百円	3,370 百円
栃木県	43.9 歳	3,487 百円	4,269 百円	3,794 百円
国	43.1 歳	3,072 (3,325) 百円	- 百円	3,763 (4,055) 百円
類似団体	42.4 歳	3,165 百円	3,616 百円	3,383 百円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢(歳)	職員数(人)	平均給料月額(百円)	平均給与月額(百円)A	平均給与月額(国ベース)(百円)	対応する類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(百円)B	A / B
芳賀町	48.3	24	2,919	3,100	2,986	-	-	-	-
うち用務員	46.8	14	2,888	3,134	2,994	用務員	53.7	3,586	-
うち学校給食調理員	50.1	7	2,985	3,075	3,004	調理士	42.7	2,547	-
うち保育園調理員	52.1	3	2,911	2,996	2,911	調理士	42.7	2,547	-
栃木県	51.0	333	3,452	3,924	3,705	-	-	-	-
国	49.9	3,272	2,721 (2,869)	-	3,095 (3,254)	-	-	-	-
類似団体	48.6	13	2,976	3,215	3,091	-	-	-	-

区分	参考				
	年収ベース(試算値)の比較				
	公務員 C		民間 D		C / D
芳賀町	47,421 百円	- 百円	-	-	-
うち用務員	46,917 百円	45,874 百円			1.02
うち学校給食調理員	48,461 百円	33,305 百円			1.46
うち保育園調理員	47,365 百円	33,305 百円			1.42

注 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

4 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成23年～25年の3ヶ年平均)

5 技能労務職と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

6 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		芳賀町	栃木県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大 学 卒	161,000 円	178,800 円	163,986 (172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	141,900 円	- 円
	中 学 卒	125,400 円	129,200 円	- 円

注 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

注 近似のデータがない場合は空白となっています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成25年4月1日現在）

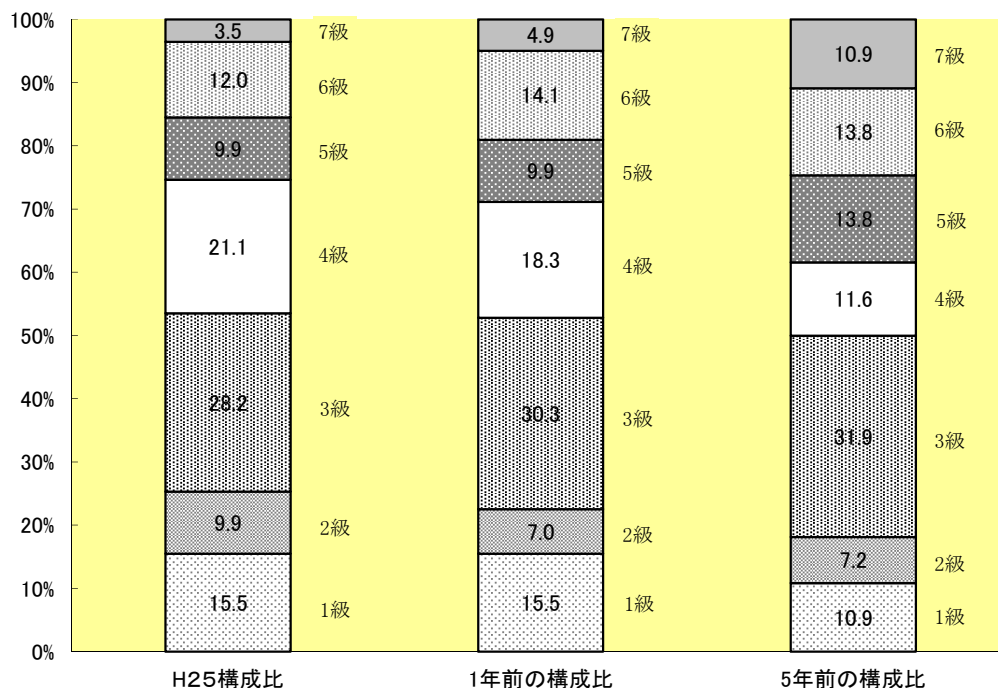
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	265,700 円	359,900 円	374,900 円	387,000 円
	高 校 卒	227,700 円	321,900 円	363,900 円	377,500 円
技能労務職	高 校 卒	197,800 円	266,000 円	286,100 円	310,900 円
	中 学 卒	183,000 円	251,400 円	275,000 円	291,500 円

注 近似のデータがない場合は空白となっています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主 事 主事補	主 事	主任主査 主 査	係長(選考) 主任主査	主任係長 (選考) 副園長 (選考)	課 長 (選考) 園 長 (選考)	部 長 (選考)	
職員数	22 人	14 人	40 人	30 人	14 人	17 人	5 人	142 人
構成比	15.5 %	9.9 %	28.2 %	21.1 %	9.9 %	12.0 %	3.5 %	100 %



- 注 1 芳賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
- 3 平成18年度に8級制から7級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

平成17年度以前	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		8級
平成18年度から	1級		2級	3級		4級	5級	6級	7級

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しました。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定結果を参考にして、昇給区分を決定しました。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

芳賀町	栃木県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,373 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,616 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しました。

2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況

管理職員(課長・課長補佐)の勤勉手当について、勤務成績の反映を行いました。

上記以外の勤勉手当については、一律の支給を行いました。

(2) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

芳賀町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.9550 月分	勤続25年	32.83 月分	38.9550 月分
勤続35年	46.55 月分	55.8600 月分	勤続35年	46.55 月分	55.8600 月分
最高限度額	55.86 月分	55.8600 月分	最高限度額	55.86 月分	55.8600 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	27,711 千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

芳賀町では、地域手当の支給対象地域ではないため支給実績はありません。

(4) 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績	(平成24年度年度決算)	0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額	(平成24年度年度決算)	0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合	(平成24年度年度決算)	0 %	
手当の種類(手当数)		2 手当	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (平成24年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症の発生予防、まん延防止作業従事職員の特殊勤務手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第31条第2項に規定する感染症の発生予防、まん延防止のための消毒、駆除、生活用水の供給作業に従事したときに支給する。	0 千円	従事した日1日につき 1,000円
行旅死人取扱従事職員の特殊勤務手当	行旅死亡人の埋葬処理作業に従事した職員に対し支給する。	0 千円	行旅死亡人1回につき 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績	(平成24年度決算)	35,700 千円
職員1人当たり平均支給年額	(平成24年度決算)	264 千円
支給実績	(平成23年度決算)	25,938 千円
職員1人当たり平均支給年額	(平成23年度決算)	198 千円

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 13,000 円	同	-	13,898 千円	210,576 円
	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 6,500 円				
	(3) 満60歳以上の父母及び祖父母 6,500 円				
	(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6,500 円				
	(5) 重度心身障害者 6,500 円				
	上記(1)～(5)のうち、配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人 11,000 円				
住居手当	借家の場合27,000円を上限(家賃12,000円超の場合)	同	-	5,051 千円	240,510 円
通勤手当	距離により、3,000円～16,500円	異	距離区分	11,575 千円	83,275 円
管理職手当	課長職 45,200円 課長補佐職 33,500円			13,478 千円	464,748 円
管理職特別勤務手当	勤務1回につき、課長職 6,000円 課長補佐職 5,000円			0 千円	0 円
宿日直手当	週休日等における日直勤務に対し4,200円 (年末年始8,400円)			529 千円	5,880 円

5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		給料月額等		
給料	町 長	700,000 円 (740,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	570,000 円 (700,000 円)	840,000 円 / 494,900 円	670,000 円 / 486,000 円
報 酬	議 長	340,000 円	340,000 円 / 270,000 円	
	副 議 長	280,000 円	280,000 円 / 200,000 円	
	議 員	250,000 円	260,000 円 / 190,000 円	
期 末 手 当	町 長	(平成24年度支給割合)		
	副 町 長	2.95 月分		
	議 長	(平成24年度支給割合)		
	副 議 長	2.95 月分		
	議 員	2.95 月分		
	退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)
町 長	給料月額×勤続月数×0.42	14,112,000 円	任期ごとに支給	
副 町 長	給料月額×勤続月数×0.25	6,840,000 円	任期ごとに支給	

注 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

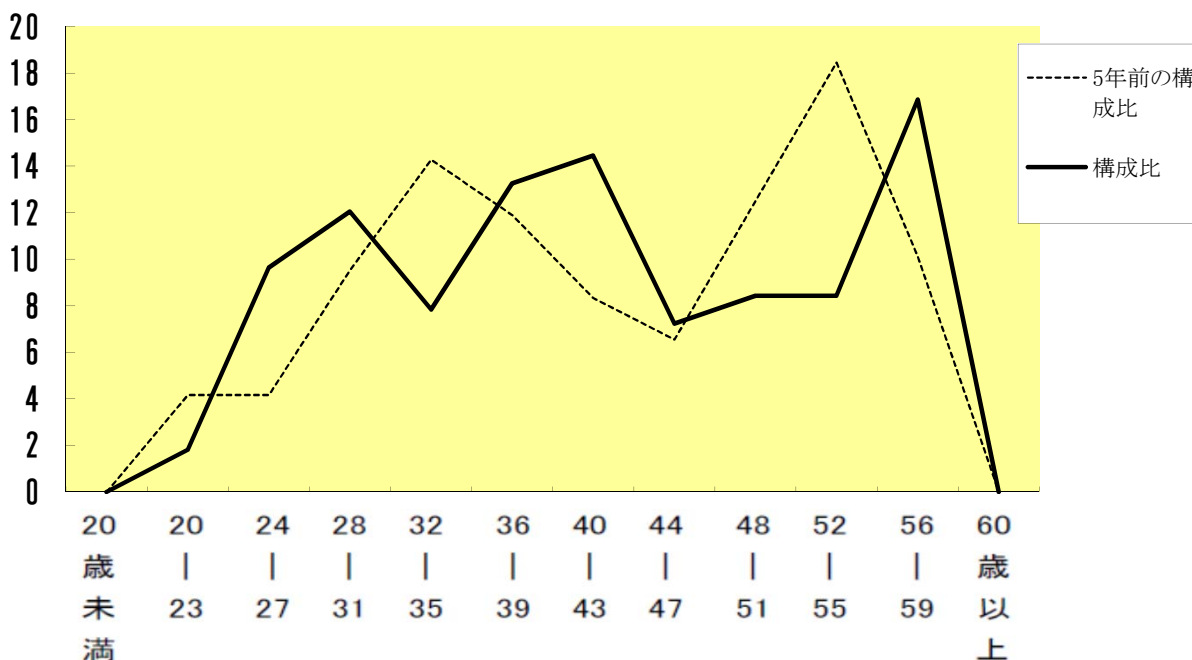
部門	区分	職員数(人)			対前年増減数(人)			H24～H25主な増減理由	
		平成23年	平成24年	平成25年	平成23年	平成24年	平成25年	減員	増員
普 通 会 計 部 門	議会	3	3	3	0	0	0		
	総務	36	40	38	0	4	△2	・施設管理を集中管理から個別管理へ移行したことによる人員の減(▲3) ・用務員の退職に伴う不補充(▲1)	・文書法規関係を強化するために、係を新設したことに伴う人員の増(1) ・職員の子育休休暇取得に伴う増(1)
	税務	10	11	10	△1	1	△1	・育児休業取得者が復帰するまでの欠員不補充による職員の減(▲1)	
	農水	12	11	11	0	△1	0		
	商工	5	5	6	0	0	1		・ゆるキャラの啓発等観光関係を強化することに伴う人員の増(1)
	土木	15	14	13	2	△1	△1	・公園業務を縮小したことによる人員の減(▲1)	
	民生	30	30	30	△4	0	0		
	衛生	10	10	10	0	0	0		
	計	121	124	121	△3	3	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.93 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.43 人)	
	教育部門	34	32	34	△2	△2	2		・文化財保護関係を強化することに伴う人員の増(1) ・体育施設管理関係を強化することに伴う人員の増(1)
小計	155	156	155	△5	1	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.70 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.41 人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	下水道	3	2	3	1	△1	1		・施設管理関係を強化することに伴う人員の増(1)
	その他	10	10	9	1	0	△1	・後期高齢者医療広域連合への職員派遣をやめたことに伴う人員の減(▲1)	
	小計	13	12	12	2	△1	0		
合計	168	168	167	△3	0	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.03 人		
		198	198	198	0	0	0		

注 1 職員数は地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数です。(教育長を含む)

2 ()内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	16人	20人	13人	22人	24人	12人	14人	14人	28人	0人	166人



注 この表における職員数は、教育長を除いた一般職員数です。

(5) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	118	126	124	121	124	121	3 (0.02 %)
教育	40	34	36	34	32	34	△6 (-0.20 %)
公営企業等会計	10	10	11	13	12	12	2 (0.09 %)
総合計	168	170	171	168	168	167	△1 (-0.03 %)

注 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。